



江の川だより

2021.10.14
第6号

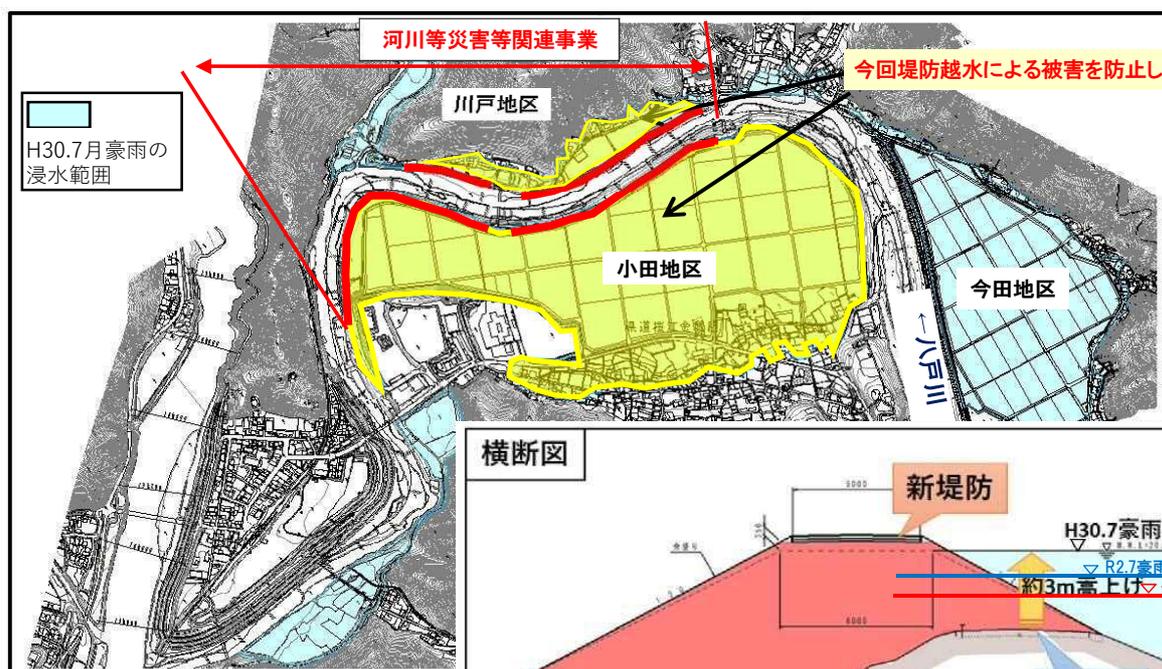
令和3年8月の出水状況と河川改修の効果

島根県 河川課

八戸川では平成30年7月の大雨災害を機に、河川等災害関連事業（越水させない原形復旧）により延長約1.8kmの区間で令和3年5月に堤防の嵩上げ工事が完了しました。



8月の大雨では、一部内水により農地の浸水被害が発生しましたが、堤防を整備したことにより、堤防からの越水を防ぐことができ、浸水被害を大幅に軽減することができました。



美郷町 防災集団移転促進事業の概要

美郷町の港地区でも、平成30年、令和2年、そして本年8月と度々浸水被害が発生しています。本地区では、美郷町が主体となり、国の防災集団移転促進事業を活用した対策を実施予定です。

今後、河川事業（国）、道路事業（県）等と連携し、令和6年12月に移転完了を目指しています。



防災集団移転促進事業とは

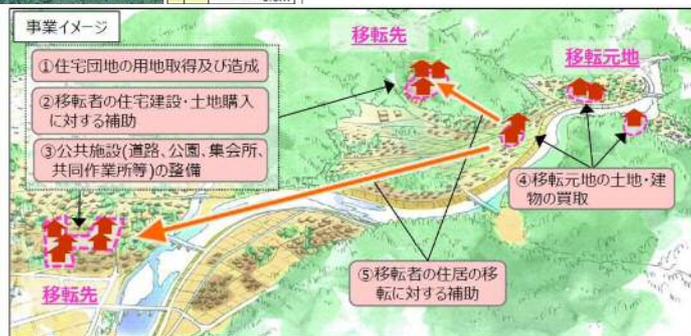
災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助する事業

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※）
 ※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上
 ※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上



江の川流域治水推進室：メンバー紹介コーナー

美郷町は、江の川流域治水推進室員として建設課の職員2名を配置しています。

現在、最重点事業と位置付けて進めている港地区の防災集団移転については、これまで度重なる被害を経験された地域の皆さんの不安を一日でも早く解消できるよう、地域や国、県などの関係機関と連携をとりながら事業を進めていきたいと思っています。



（写真左から 行田課長補佐 永妻課長）

友好協定を結んでいるバリ島バス村との交流発展の機運盛上げの一環と取り組んでいるクールビズの写真です。（今年で3回目）毎週金曜日にインドネシアの服、パティック（インドネシア伝統染物）やイカット（バリ島伝統織物）を着用しています。

問い合わせ先

〒697-0034 島根県浜田市相生町 3973
 国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 Tel 0855-22-2480
 〒695-0011 江津市江津町672番地4
 国土交通省中国地方整備局 江の川流域治水推進室 Tel 0855-54-0377



推進室HP



浜田河川国道事務所Twitter